告示

○内閣府告示第六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務（平成二十七年内閣府告示第二百七十号）の一部を次のように改正し、平成三十年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十九年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務（平成三十年度以降の年度に繰り越された補助金等の交付に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務
補助金等の名称 / 事務を行う都道府県 / 都道府県が行う事務の内容	補助金等の名称 / 事務を行う都道府県 / 都道府県が行う事務の内容
［略］	［同上］
（項）　子ども・子育て支援推進費 / ［略］ / （目）　子どものための教育・保育給付交付金 / ［略］	（項）　子ども・子育て支援推進費 / ［同上］ / （目）　子どものための教育・保育給付費負担金 / ［同上］
備考　表中「　」の記載は注記である。	

○内閣府告示第七十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成二十七年内閣府告示第四百二十四号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成三十年四月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表	別表
補助金等の名称 / 種類 / 構造又は用途 / 細目 / 処分制限期間	補助金等の名称 / 種類 / 構造又は用途 / 細目 / 処分制限期間
子どものための教育・保育給付費補助金 / ［略］ / ［略］ / ［略］ / ［略］	子どものための教育・保育給付費補助金 / ［同上］ / ［同上］ / ［同上］ / ［同上］
子ども・子育て支援推進補助金	子ども・子育て支援推進補助金
子どものための教育・保育給付交付金	子どものための教育・保育給付費負担金
仕事・子育て両立支援事業費補助金	仕事・子育て両立支援事業費補助金